

## 平成 31 年第 4 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 31 年 4 月 25 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 31 年 4 月 25 日 午前 9 時 32 分 議長 舟根 功 閉会 平成 31 年 4 月 25 日 午前 10 時 18 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	欠席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	井上 秀幸			日野 茂		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 議案第 1 号 農地法第 4 条の許可に係る事業計画の変更について 議案第 2 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、張間委員から欠席の連絡が入っております。

在任委員 13 名、出席委員 12 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 4 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 7 番井上委員、8 番日野委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、4 月 9 日に紋別市でオホーツク農業委員会連合会役員会及び総会が開催されました。内容については、30 年度収支決算、31 年度予算案及び事業計画等について審議しております。

なお今回オホーツク優良農村青年として●●●●さんが表彰されました。

今後の予定は 5 月 26 日から 5 月 30 日まで、全国農業委員会会長大会等に出席いたします。

日程第 3. 議案第 1 号. 農地法第 4 条の許可に係る事業計画の変更について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、平成 30 年 8 月 27 日付けで農地法第 4 条の転用許可をした件について、事業計画変更の承認について審議するものであります。

まず、手続きについて説明しますので議案 2 ページをご覧ください。手続きするにあたっての根拠規定なのですが、転用につきましても、本来、知事許可権限でありますけれども、滝上町は道から権限移譲を受けておりまして、さらに農業委員会が事務委任

を受けております。従って、本件は農業委員会で処理する必要があるということです。道では知事許可後の案件につき、事業計画の変更が生じた場合の手続きを北海道農地法関係事務処理要領で定めており、今回農業委員会で処理するにあたって、この手続きに準じた方法で処理するのが妥当であると判断しております。

手続きについてなのですが、北海道農地法関係事務処理要領に準じるのであればですね、まず農業委員会から事業計画の変更をするように本人へ指導するかたちになります。その後、●●●氏から農業委員会宛へ計画変更の書類を提出していただきます。それを受けて本日、農業委員会の総会で審議し、承認・不承認を決定すると。最後に審査結果を本人へ通知するという流れになっております。

次に今回の変更内容につき説明しますので3ページをご覧ください。変更するのは事業実施期間であります。当初は平成30年8月27日から31年5月31日までとじていましたが、終期を31年12月27日までに変更するものであります。変更の理由ですが、補助事業を活用し牛舎整備等を進めることとしていましたが、7月の豪雨や9月の胆振東部地震により緊急的に行わなければならない公共事業等が増大し、その影響を受け、道が行う設計業務や入札が大幅に遅れることとなったためであります。

変更するのは事業期間のみであり、またやむを得ない事情であることが明らかであるため承認して問題ないと考えております。以上です。

議長 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

無いようですので、本件については承認することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め本件を承認し、その旨通知することとした

します。

日程第 4. 議案第 2 号. 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は 4 月 8 日付けで、●●●●さんから申出があった現況証明願いであります。理由は地目を変更するためであります。場所については 6 ページの図面を参照してください。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。

大坪委員 変更しなければならないということに至った要因は。

局 長 ここに新しく住宅を建設するのですが、赤枠の地番が公簿：畑になっているものですから、現況：畑ですと農地転用になりますので、畑ではないので地目を畑から、それ以外に変えて転用無しで住宅を建設するという流れになっております。

議 長 他にございませんか。質疑を打ち切ります。  
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。  
それでは現地確認のため休憩といたします。

(休憩)

休憩を解き会議に戻します。  
議案第 2 号現況証明願いについて審議します。  
この件について意見を求めます。

日野委員 ●●●●さん願いの現況証明願いではありますが、現地調査をした結果、申請どおり許可してよろしいかと思えます。

ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいとの意見ですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

これで全議案が終了しましたので、総会を終わらせていただきます。